

自動車税・自動車取得税 減免制度の基準緩和

平成18年4月1日から身体障害者等のための、自動車税・自動車取得税の減免制度の基準が緩和されました。

具体的には、家族等が身体障害者等のために運転する場合の、『通院・通学・通勤のため週2回以上使用すること』が『通院・通学・通勤その他日常生活の必要のため使用すること』に改正されました。

この改正により、これまで週2回以上の使用頻度が無かった方でも減免要件に該当することになります。

適用日

自動車税：平成18年度から
自動車取得税：車両登録が平成18年4月1日から

減免の基準（次の基準をすべて満たすこと）

身体障害者手帳（又は療育手帳・戦傷病者手帳・精神障害者福祉手帳）をお持ちの方で障害の程度が一定基準以上の方

車検証に記載されている所有者（自動車税の納税義務者）が身体障害者等本人であること。（ただし、18歳未満の場合には除きます。）
身体障害者等本人又は身体

障害者等と生計を一にする方が運転する場合
受付期間

自動車税：平成18年3月1日（水）～平成18年5月24日（水）（土・日曜日、祝祭日は除く）

今回の改正に係る方は平成19年3月30日（金）まで（土・日曜日、祝祭日は除く）
自動車取得税：車両登録日から30日以内

（注）5月31日（自動車税の納期限）後に申請する場合は、一旦納税が必要です。

平成19年度以降は、当該年度の4月1日から5月24日までとなります。

受付場所

諏訪地方事務所 税務課

申請書類等についてご説明しますので、該当すると思われる方はお気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ】

諏訪地方事務所税務課

☎57・2905

FAX 57・2962

Eメール

suwachi-zeimu@pref.nagano.jp

nagano.jp

軽自動車税の減免

身体に障害をお持ちの方が所有する軽自動車及び障害の方を通院等で送迎するために使用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合に、申請によりその年の軽自動車税を減免にすることができ

ます。申請を希望される方は、5月19日（金）までに役場財務課収納係にて手続きをしてください。

【お問い合わせ】
財務課収納係
☎62・9123
有9123

長時間保育料の変更

長時間保育は保護者の勤務等の都合により、通常の保育時間内に送迎できない場合に延長して保育を実施しています。

今まで利用者の皆さんからは月5千2百円を負担していただいておりますが、利用者の負担軽減、少子化対策として、平成18年4月から下記のように変更しました。

毎月の利用はもちろん、1ヶ月のみの利用もできます。申し込みを希望される方は、利用される前月末までに各保

固定資産（土地・家屋価格等）

縦覧帳簿の縦覧

ものです。

縦覧は無料ですので、この機会に固定資産の確認をお願いします。

縦覧日時

4月3日（月）～5月1日（月）

（土・日・祭日を除く）

午前8時30分～

午後5時15分

なお、固定資産課税台帳に登録された価格に対して不服のある方は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日以

育園にお申し出ください。
【お問い合わせ】
子ども課子ども支援係
☎62・9237
有9237

【長時間保育料】

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 午後4時～午後6時30分まで （富士見保育園は午後6時45分まで） 1ヶ月 5,200円 | 午後4時～午後6時まで 1ヶ月 3,500円 午後4時～午後6時30分まで （富士見保育園は午後6時45分まで） 1ヶ月 4,500円 |



降60日以内に、町固定資産評価審査委員会へ申し出ができる制度があります。

【お問い合わせ】

財務課資産税係

☎62・9124

有9124